

法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会 第1回会議配布資料	2
-----------------------------------	---

刑事手続における情報通信技術の活用に関する記述を含む政府の基本方針・実施計画等  
(該当部分抜粋)

# 規制改革実施計画

(令和4年6月7日閣議決定)

**【該当部分抜粋】**

## II 実施事項

### 5. 個別分野の取組

#### <デジタル基盤>

#### (2) 司法手続におけるデジタル化の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	刑事手続のデジタル化	<p>a 法務省は、警察庁等の関係機関と連携の上、最高裁判所が所管する事項については司法府における自律的判断を尊重しつつ、刑事手続におけるデジタル技術の活用について、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」取りまとめ報告書等を踏まえ、速やかに法制審議会に諮問し、令和5年度に必要な法案を国会に提出することを視野に入れて、法制化に向けた具体的な検討を速やかに進める。</p> <p>その際、法務省及び警察庁は、告訴・告発、交通反則切符の作成、訴訟記録の閲覧・謄写、公判における証人尋問や被害者参加、裁判員の選任手続等について、被疑者・被告人を始めとした関係者の権利利益の確保や、プライバシー保護の要請等の各手続の特性に十分な配慮を尽くしつつ、刑事手続に関わる国民の負担軽減等を図るためのデジタル化を行う前提で、課題解決に向けた検討を行うとともに、令和7年度中の一部施策の運用開始を視野に入れて、刑事手続のデジタル化の運用開始の詳細スケジュールを検討する。</p> <p>b 法務省及び警察庁は、法制審議会を含む検討の場の議論の状況を踏まえて、実務上の課題を、数字等のファクトや関係者のニーズに基づき正確に把握するため、必要な範囲で調査を実施する。</p> <p>調査を行う際は、司法統計等の既存の統計を活用するとともに、必要に応じて追加的な統計調査を行うほか、法務行政に寄せられる国民の意見や情報通信技術の有識者の意見を聴取することに努める。</p> <p>c 法務省及び警察庁は、刑事手続のデジタル化に当たって、最高裁判所が所管する事項においては司法府における自律的判断を尊重しつつ、デジタル庁とも連携の上、刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を推進し、令和8年度中に、新たなシステムを利用した活用施策を一部開始することを目指す。</p> <p>その際、法務省、警察庁、最高裁判所が整備するシステムについて、①業務の見直し、対応する制度面とシステムの設計を並行して行うこと、②個別の手続ごとのシステム整備やシステム間のデータ連携が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、③個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化され関係者の業務が</p>	<p>a : 令和4年上期に諮問。令和5年度を視野に国会に法案提出</p> <p>b : 令和4年度中に議論の状況を見極め必要な範囲で措置</p> <p>c : 可能なものから順次措置</p>	警察庁 法務省

	<p>全体として合理化されるよう、関係者間で緊密に連携すること、④利用者目線で利用しやすいものとするため、開発段階から実際の利用者による試行を繰り返すとともに、運用開始後もシステムの利用状況を適時調査・検証し、システムの継続的な改善に取り組むこと、⑤クラウドサービスを利用する際には、リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保することを念頭におきながら、環境整備に取り組む。</p> <p>特に、警察庁は、交通違反取締を含め現場のデジタル化に取り組む。また、効率的・効果的なデジタル化を推進する観点から、各地域による独自の運用等を見直し、全国統一的なシステムを構築する。</p>		
--	--	--	--

# デジタル社会の実現に向けた 重点計画

(令和4年6月7日閣議決定)

**【該当部分抜粋】**

## 第6 デジタル社会の実現に向けた施策

### 5. デジタル社会を支えるシステム・技術

#### (1) 国の情報システムの刷新

##### 国や地方公共団体の手続等の更なるデジタル化に関する具体的な施策

###### ① 裁判関連手続のデジタル化

(略)

刑事手続については、全国で、円滑・迅速な手続の実施等を通じて安全・安心な社会の実現につなげるとともに、関与する国民の負担軽減等を図るため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、電子データによる書類の作成・管理、令状の請求・発付を始めとする書類のオンラインによる発受、オンラインを活用した公判など、捜査・公判において情報通信技術を活用する方策を講じる必要がある。そのため、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な法整備に向けた検討を加速させるほか、引き続き、IT先進国を含む諸外国における法制・運用の状況について調査を行うとともに、刑事手続における情報通信技術の活用に必要な不可欠となる高い情報セキュリティと可用性を備えたシステム構築を始めとするIT基盤の整備に向けた取組を推進する。また、矯正及び更生保護行政のデジタル化に向けた取組についても推進する。

# デジタル田園都市国家構想 基本方針

(令和4年6月7日閣議決定)

**【該当部分抜粋】**

## 第3章 各分野の政策の推進

### 1. デジタル実装による地方の課題解決

#### (5) 豊かで魅力あふれる地域づくり

##### ⑧地方公共団体等・準公共分野のデジタル化推進

###### i 地方公共団体等におけるデジタル化推進

#### 【具体的取組】

##### (b)刑事手続における情報通信技術の活用

- ・ 刑事手続における書類の電子データとしての作成、管理やオンラインでの発受、非対面、遠隔での手続を可能とすることにより、地方の関係機関間の円滑迅速な連携を推進し、治安対策をより一層強化するとともに、手続に關与する地方在住者の負担を軽減する。